

# 明治末期紡績業における 女工募集難と経営家族主義

能 塚 正 義

## 目 次

- 1 明治末期の紡績女工の募集難と経営家族主義
- 2 明治30年代初頭の寄宿舍制度下の労働条件と雇用の実態
  - (1) 寄宿舍工とその属性
  - (2) 労働条件と寄宿舍での生活
  - (3) 寄宿舍工の募集とその移動
- 3 明治末期の寄宿舍制度
  - (1) 寄宿舍工の募集と移動
  - (2) 明治30年代初頭から明治末期までの寄宿舍制度
- 4 明治末期の募集難とその背景
  - (1) 明治末期の募集難
  - (2) 募集難と労働市場

む す び

## 1 明治末期の紡績女工の募集難と経営家族主義

わが国最初の1万鍾規模の紡績企業として、大阪紡績会社が明治16（1883）年に操業を開始した。これ以降日本の機械紡績業は、明治19（1886）年から明治22（1889）年にかけての企業勃興期に発展し、さらに日清戦争の後、インド綿糸を国内市場から駆逐しただけではなく、朝鮮・中国を主要な海外市場とする輸出産業として急速に成長した。その結果、紡績業は明治33（1900）年において、工業における会社資本金総額の約2割をしめ、機械を用いる近代的産業として日本資本主義の重要な構成要素となった。

紡績業の直接的担い手たる紡績女工は、当初工場近傍の貧困家庭から供給された通勤工であったが、明治30年代初頭にいたり、遠隔地より募集され、紡績企業が設置した寄宿舎で生活する寄宿女工が主流をしめるようになった。つまりこの時点で、紡績業において、遠隔地から調達された労働者を寄宿舎に収容することにより、労働者を工場内だけでなく寄宿舎での生活時間においても管理しようとする寄宿舎制度の成立をみたのである。

筆者は先に、「明治前期の大阪地方における紡績女工不足と寄宿舎制度の成立」<sup>1)</sup>において、明治10年代後半から明治20年代にかけての紡績業の急速な発展を背景に、この寄宿舎制度が形成される事情について検討を加えたが、ここでは、当初、工場近傍の下層社会の女子を通勤工として利用した紡績企業が、その後の女工需要の増大と下層社会の女子のマッチ製造業などへの吸収とによって生じた労働力不足と、通勤工によっては夜業の欠勤が多いなどのため、昼夜二交代操業が円滑に運用できないという労働力の確保とその管理面での問題を同時に解決しようとして、寄宿舎制度を採用したことを明らかにした。すなわち寄宿舎制度は、まず、過剰人口の存在する遠隔地農村において女工を募集し、次にその募集した女子を寄宿舎に住まわせて、工場内での労働時間だけでなく寄宿舎での女工の生活をも管理することによって昼夜二交代操業の円滑な運用をはかろうとする紡績企業の意図によって成立したのである。

こうした紡績企業の意図によって設置された寄宿舎は、もともと企業内福利施設とはいえるものではなかった。すでに明らかにされているように、それはむしろ逆に、寄宿女工を低賃金と長時間労働、そして半ば封建的な隷属によって特徴づけられる原生的労働関係におくためのいわば物的条件として企業によって活用されたのであり、寄宿舎での女工の待遇も、後述するように、食・住にわたって劣悪であった。しかしその後の10数年におよぶ紡績業の発展と寄宿舎制度の展開の後、明治末期から大正年間において、東洋紡績、鐘ヶ淵紡績など6大紡績企業を中心とする紡績企業は企業内福利施設を設置・拡充した。寄宿舎そのものの改善に加え、紡績企業の主導による共済組合の設立、診療施設

1) 『経済学論叢』(同志社大学)第25巻第1・2号, 1978年12月所収。

の設置・拡充、技芸教育の実施などによって、紡績業は、鉱業と並んで、もっとも充実した福利厚生制度をもつといわれるまでになったのである。大正10（1921）年の紡績企業における企業内福利施設の調査によれば<sup>2)</sup>、たとえば寄宿舎については、「今日の寄宿舎は、昔日の夫れとは面目を一新しその物的状態においても心的状態においても牢獄の様なものは勿論きわめて稀である」とされ、また「殆んどすべての工場は、大なり小なり医局を以っておる。大工場にあっては、普通の病院のみでなく、伝染病隔離病舎をも有する所が多い」と述べられている。あるいはまた共済組合については、「共済組合は非常に発達していて、其設けの無いのを例外とする」といわれるほど普及している。共済組合は、職工から毎月賃金の一定比率（鐘ヶ淵紡績では、明治43年において賃金の100分の3）を共済組合会費として徴収し、これに企業の出資金を加えたものを財源に、組合員の疾病、廃疾、退職、水害火災罹災、婚姻祝賀などに際して所定の給付金を組合員に支給するものである（同じく鐘紡では病気による休業扶助の場合、賃金の半額が3カ月を限度に支給された。）

ところで紡績企業は、このような企業内福利施設の充実をどのような視点からおしすすめたのであろうか。紡績企業のなかにおいて鐘ヶ淵紡績は、同業企業に先がけて明治30年代後半より、乳児保育所・職工衛生基金(明治35年)、共済組合(同38年)を設立するなどして、企業内福利施設の充実をはかっていたが、この鐘ヶ淵紡績の創設者である武藤山治は、その労務政策について次のように述べている。「……吾国の家族制度の西洋と異なる美点は、各人其能に応じて働き総て温愛の情を基とし其中に尊敬及び犠牲の精神が充ちて居る点にあります。如何なる過激思想を抱くものも家族内に於ける温愛の情を非とするものはありますまい。してみれば問題は吾国の家族制度の如き一家族の親密なる各個の間柄が之を社会全体に及ぼせば何人も満足する。……私の労働問題上必要なりと主張する温情主義は一家族の間に存在する温情を雇主と被傭者との間に実行することが、相互の爲め最も有益であり必要だと唱ふるに過ぎませぬ……<sup>3)</sup>」。

2) 協調会『紡績業労働事情』大正11（1922）年、63頁以下。

3) 鐘ヶ淵紡績営業部『訓話集』大正13（1924）年。ただしここでは間宏『日本労務管理史研究』ダイヤモンド社、1964年91頁から引用。

武藤はここで、「過激思想」を意識しながら、企業における雇主と被傭者との関係を日本の家族制度になぞらえて、被傭者の雇主に対する従順を説いているが、雇主の被傭者に対する温情の具体的現われとして、紡績企業は企業内福利施設の設置・拡充を推進したのである。

以上のような紡績業における企業内福利施設の設置・拡充は、紡績業における経営家族主義の現われである。「経営家族主義とは、一言でいえば、労働者の自主的な団結や権利の主張をおさえるため、かれらに対して極力家族的な温情でもってのぞみ、労働者の労働意欲をかきたてることによって労働の成果を掌中におさめ、また労働者の企業への帰属意識を高めることをねらったものである<sup>4)</sup>。」このような経営家族主義は、紡績業にとどまらず、軍工廠・造船経営・鉱山など成年男子職工を雇用する重工業においても、親方制の後退による労資関係の変化を背景とした日露戦争後の労働争議の高揚に対する経営者側の対応としても展開された。労資関係の安定をはかるために、経営者側が自らの負担において共済組合をはじめとする企業内福利施設を設置・拡充し、これが経営という家族共同体における労働者に対する雇主の温情の現われであることが強調された。経営家族主義は、共済組合をはじめとする企業内福利施設の創設を基盤として出発したが、第一次大戦後の労働運動の高揚と1920年代の不況期の下で新たな展開をみせ、年功制と終身雇用慣行がその二つの柱として大経営に定着することになった。つまり、年功制や終身雇用によって特徴づけられる日本的労資関係が形成されたのである。

ところで、紡績企業が企業内福利施設の設置・拡充を推進した直接の契機が明治末期に顕著となった紡績女工の募集難であったことは通説となっている。たとえば間宏教授は、次のように述べられた。すなわち、明治末期から大正期

4) 中村政則『労働者と農民』（『日本の歴史』26）小学館299頁。「経営家族主義」という用語については次のような経過がある。明治末期から大正期にかけての大企業における労資関係研究は、戦後1960年代において進展をみた。社会政策論の系譜においては「年功的労使関係」論が展開されたが、社会学の分野では「経営家族主義」論が展開された。その後この経営家族主義の概念は、社会政策畑出身の労働問題研究者のあいだでも市民権をえて広く用いられるようになった。

にかけての企業内福利施設の形成は、紡績女工の募集難のもとで、「労働募集よりも労働者の保護・育成に力を注いで労働者の企業への定着性と技能の向上をはかろう<sup>5)</sup>」とする経営者側の意図によるものであると。つまり、募集難により新規採用が困難なので、一度調達した「労働者の保護育成」をはかることにより、「労働者の企業への定着性と技能の向上」を実現して、労働力をその量と質（技能面）の両面にわたって確保しようとする紡績企業の雇用管理上の要請から、企業内福利施設が設置・拡充されたというのである。企業内福利施設を制度的出発点とする経営家族主義が、主として紡績女工の募集難を背景として、紡績女工の企業への定着をはかることを目的に展開されたことは、その細かな点は別として、概ね妥当なところであると筆者も考えている。しかし、経営家族主義による労務管理の実態がどのようなものであり、またそれが当時の企業経営のもとでどのような役割を果たしたのかについては、まだ必ずしも十分に明らかにされているわけではない。本稿では、この点を明らかにする予備的考察として、企業内福利施設の設置・充実をもたらす直接の契機とされている紡績女工の募集難がどのようにして生じたのかを明らかにする。

## 2 明治30年代初頭の寄宿舍制度下の 労働条件と雇用の実態

明治末期の募集難の原因を明らかにするために、まず明治30年代初頭の寄宿舍制度下の労働条件と雇用の実態を検討する。

### (1) 寄宿女工とその属性

はじめに明治33（1900）年における紡績企業の状況を概観する（以下の数値は『帝国統計年鑑』による）。明治33（1900）年において紡績企業は全体で64、工場数は79あった。職工数は男——12,107人、女——43,375人である。79工場のうち、1,000人以上の女工を有するものは7工場あり、この7工場はあわせて11,750人（女工総数の27%）を有していた。500人～1,000人未満の女工を有する工場は27で、この27工場が有する女工数はあわせて19,536人（女工総数の

5) 岡宏前掲書 266頁。

45%)であり、以上をまとめて、上位34工場(工場数の43%)が31,286人(女工総数の72.1%)を有していることになる。したがって同じ紡績工場といってもその規模にはかなりのちがいがあることになる(第1位は鐘ヶ淵紡績兵庫工場の3,630人、もっとも少ないのは540人であった)。紡績工場の地理的分布をみると第1表のとおりで、大阪府所在の紡績工場があわせて12,892人の女工を有しており、大阪府(大阪市とその周辺)が一大中心地であった。

以上みたように、明治33(1900)年の時点で紡績女工数は全体で43,375人であったが、これは製糸業や織布業を含めた全女工数(約20万人)の21%をしめ、同年の製糸女工数(約11万人)に次いで第2位であった。

さてそれではこの4万数千人の女工のうち寄宿女工は何割をしめていたのだろうか。これについての紡績企業

第1表 紡績工場、女工数の地理的分布

|     | 工場数 | 女工数    |
|-----|-----|--------|
| 大阪府 | 19  | 12,892 |
| 兵庫  | 6   | 6,753  |
| 岡山  | 9   | 4,313  |
| 東京  | 4   | 4,089  |
| 三重  | 4   | 1,670  |
| 広島  | 4   | 1,540  |
| その他 | 33  | 12,118 |
| 合計  | 79  | 43,375 |

(明治33年、『帝国統計年鑑』より作成)

全体におよぶ調査資料が存在しないために総女工数にしめる寄宿女工の比率を明確に数値で示すことはできないが、明治31(1898)年に発表された『綿糸紡績職事情調査概要書』(調査時点はほとんどが明治30年である)には、「工場附近ノミニ於テ募集シタル少数ノ職工ヲ使用スル或地方ノ小会社ヲ除キテハ寄宿職工ハ概ネ全職工ノ過半ヲ占ム<sup>6)</sup>」とある。寄宿女工の比率を知ることができる若干の紡績工場をみると以下のとおりである。鐘ヶ淵紡績本社工場では、明治32(1899)年6月において女工2,433人のうち1,726人(70.6%)が、また東京紡績では女工1,834人のうち、370人(74.7%)が寄宿女工であった<sup>7)</sup>。以上のことから、明治33(1900)年前後において女工にしめる寄宿女工の比率は半数をこえることはまちがいない、また先の引用から推察できるようにとくに

6) 大日本綿糸紡績同業連合会『綿糸紡績職事情調査概要書』明治31(1899)年、労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第1巻所収、278頁。

7) 農商務省『綿糸紡績職事情』明治36(1903)年、(光生館、生活古典叢書版)44-45頁。

女工数の多い企業では、先の鐘ヶ淵紡績や東京紡績のように7割をこえていたと推定できる。ここに紡績業の直接的担い手としての寄宿女工の重要性が浮かびあがってくるのである。

第2表に明治33(1900)年の大阪府下の8工場と、明治34(1901)年の関西16工場の紡績労働者の年齢が示されている(ただし寄宿工, 通勤工をあわせた

第2表 年齢別職工数

(1) 明治33年, 大阪8工場の調査

|     | 14歳未満 | 14~20歳<br>未 満 | 20~25歳<br>未 満 | 25~60歳<br>未 満 | 60歳以上 | 未 詳 | 合 計   |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|-------|-----|-------|
| 男 工 | 133   | 288           | 316           | 554           | 15    | 30  | 1,336 |
| 女 工 | 559   | 2,145         | 1,152         | 704           | 14    | 53  | 4,627 |
| 計   | 692   | 2,433         | 1,468         | 1,258         | 29    | 83  | 5,963 |

(2) 明治34年, 関西地方の16工場の調査

|     | 10歳未満 | 10~14歳未満 | 14~20歳未満 | 20歳以上  | 合 計    |
|-----|-------|----------|----------|--------|--------|
| 男 工 | 7     | 298      | 1,006    | 4,057  | 5,386  |
| 女 工 | 9     | 2,200    | 8,045    | 9,090  | 19,344 |
| 計   | 16    | 2,498    | 9,051    | 13,147 | 24,712 |

(1)(2)とも農商務省『綿糸紡績職工事情』, 生活古典叢書第4巻所収, 43-44頁より)

数字)。この表からわかるとおり, 女工にあっては10歳代後半から20歳代のはじめまでが主流をしめている。第3表に鐘ヶ淵紡績本工場と東京紡績における女工の年齢が, 通勤工, 寄宿工の別に示されている。この表からわかるとおり, 通勤工においては, 「14~20歳未満」の比率がもっとも高いが, それ以外の年齢層にも分布がある程度みられる。これに対し寄宿女工においては, 「14~20歳」の比率が極端に高い(鐘ヶ淵紡績では80.1%, 東京紡績では69.3%)。こうした鐘ヶ淵紡績と東京紡績の2社における寄宿女工の年齢の分布の状態は, 他の規模の大きい企業にも同様だったと思われる。寄宿女工の大半は, 10歳代の未婚の女子であったと考えられる。

## (2) 労働条件と寄宿舎での生活

おもに未婚の女子からなる寄宿女工の労働条件と寄宿舎での生活の実態はど

第3表 寄宿・通勤別年令別女工数

(1) 東京紡績会社, 明治32年6月

|      | 10歳未満 | 10~14歳未満 | 14~20歳未満 | 20~30歳未満 | 30~40歳未満 | 40~50歳未満 | 50~60歳未満 | 60歳以上 | 合計    |
|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|
| 寄宿女工 | —     | 228      | 721      | 386      | 29       | 5        | 1        | —     | 1,370 |
| 通勤女工 | —     | 94       | 233      | 102      | 29       | 5        | 1        | —     | 464   |
| 計    | —     | 322      | 954      | 488      | 58       | 10       | 2        | —     | 1,834 |

(2) 鐘ヶ淵紡績会社本工場, 明治32年6月

|      | 10歳未満 | 10~14歳未満 | 14~20歳未満 | 20~30歳未満 | 30~40歳未満 | 40~50歳未満 | 50~60歳未満 | 60歳以上 | 合計    |
|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|
| 寄宿女工 | —     | 37       | 1,346    | 274      | 62       | 7        | —        | —     | 1,726 |
| 通勤女工 | —     | 19       | 372      | 251      | 56       | 5        | 4        | —     | 707   |
| 計    | —     | 56       | 1,718    | 525      | 118      | 12       | 4        | —     | 2,433 |

(1)(2)とも農商務省, 『綿糸紡績職工事情』, 生活古典叢書第4巻所収, 44-45頁より)

のようなものであったか。この点はすでに主として『綿糸紡績職工事情』によりながら何度も論じられていることであるが、確認しておく。まず、労働時間についてみると紡績業では通常、昼夜二交代操業が採用されており、労働時間は休憩時間を除いて一応11時間ないし11時間半とされていた。昼夜の交代は1週間ないし10日おきにおこなわれた。しかし実際には、『綿糸紡績職工事情』によれば、「業務ノ都合ニ依リ」または「職工欠席多キトキ」は、2、3時間、場合によっては6時間の残業又は早出が強制され、また休憩時間についても、12時間の拘束時間のうち1時間ないし30分という短時間が通例で、しかも実際のところはその短い休憩時間すら「其名存シテ其实ナキモノト謂フヘシ」という有様であった<sup>8)</sup>。休業日についてみると、「休業日ハ大祭日年始年末孟蘭盆會或ハ地方慣習ニ依ル祭日或ハ起業記念日ノ外定期休業日トシテ晝夜交代日ヲ以テ之ニ充ツルヲ常」とするとある。したがって1週間ごとの昼夜交代の場合、この定期休業日は毎月4回あるいは5回あることになるが、実際にはこの休業日が、先の記述にあるとおり、昼業から夜業（あるいは逆に夜業から昼業）への交代の準備のための日としての意味を有するところから「其实何レモ休業日

8) 同書, 49頁。



ノ効用ナキモノ」となり、加えて「此休日ニ於テ毎月12回ハ職工ヲシテ工場及器械ノ掃除ヲナサシムルカ故ニ實際ノ休業時間ハ一層減縮セララルモノト知ル可シ」という有様であった<sup>9)</sup>。以上のように寄宿女工の労働時間は、「過度労働」をもたらす長いものであった。また1週間ないし10日交代に就業しなければならない夜業——この夜業は『綿糸紡績職工事情』において克明に述べられているように、女工の肉体の疲労度を極度に高めその回復を困難とする——を考慮すれば、まさに紡績業における労働時間は、その社会的道徳的限界はいうに及ばず、肉体的生理的限界をこえるものであり、労働力の日々の順当な再生産を阻害するものであったであろう。

以上みたような長時間労働の対価としての賃金はどうか。明治34(1901)年の賃金(関西16工場の調査)をみると<sup>10)</sup>、20銭未満があわせて42.9%と半数ちかくをしめ、「此の賃金高より食料8銭を除き、募集当時の前借金を除かるれば、残る所幾可もあらざるなり<sup>11)</sup>」という状況であった。こうして長時間労働の対価としての賃金は、「経験を積んだ職工の場合でも、自己の生活を支える以上にそれほど余裕のあるものではなかった<sup>12)</sup>」のである。以上みたように、寄宿女工の労働条件は、日々の労働力の再生産を阻害する長時間労働と、やっと自己の生活を支えるに足るだけの低賃金とによって特徴づけられる。

次に、寄宿女工にとって、休息や食事、睡眠等労働力の再生産が行われる場となる寄宿舎の状態をみる。『綿糸紡績職工事情』によれば、「寄宿舎ハ大抵木造2階建ノ長屋ニシテ一室ノ廣サハ10疊乃至20疊ナルヲ通例トスルモ10数年以前建築シタルモノハ概シテ廣キ一室ニシテ中ニハ4、50疊ニ及フモノアリ然レトモ近時漸ク小室ニ区劃スルノ傾向ヲ生シ其小ナルモノニハ6疊乃至8疊ノモノアリ而シテ収容人員ハ1疊ニ就キ1人ノ割合ヲ普通トス然レトモ紡績業ハ何

9) 同書、51頁。

10) 同書、81-82頁。

11) 横山源之助『日本之下層社会』明治32(1899)年、岩波文庫版、170頁。

12) 隅谷三喜男、小林謙一、兵藤剣『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会、1967年、102頁。

レモ晝夜交代業ナルカ故ニ休日ノ外ハ1人2畳ヲ占ムルコト、ナリ<sup>13)</sup>」とあり、10畳から20畳の大部屋にその畳数と同数の寄宿女工が収容されるのが通例であった。食事については「寄宿舎ノ食物中副食物ハ比較的粗悪ナラサルモ飯ハ米質下等ニシテ且ツ炊キ方ノ粗雑ナル為メ一種ノ臭気アリ口ニ適セサルモノ多キカ如シ<sup>14)</sup>」という有様であった。細井和喜蔵が「女工寄宿舎——それは一言にして『豚小舎』で盡きる<sup>15)</sup>」と断じた所以である。紡績資本にとって寄宿舎は労働力の調達と管理上必要不可欠のものであったが、紡績資本はそれに要する費用をできるだけ抑えようとしたのである。

以上みた労働条件と寄宿舎の状態に加えて、「粗悪ノ製品ヲ作り混綿ノ調合歩合誤ル等操業上ノ粗漏過失ニ関スル場合又ハ器具器械ノ取扱ヲ粗漏ニシ之ヲ毀損失セル場合其他喧嘩口論シ若クハ風儀ヲ紊ル場合又ハ他工場ニ自己ノ工場ノ職工ヲ周旋スル如キ不正行為ヲ為ス等ノ場合<sup>16)</sup>」にたいして体罰を含む厳しい懲罰が科せられたことや寄宿舎における身体拘禁的管理による不自由な生活——後にものべるように寄宿女工の寄宿舎からの逃亡を防ぐため「入場後数日間ハ休日ト雖モ外出ヲ許サス賃金支払日ノ前日位ニ外出セシメ又ハ止ムヲ得ス外出セシムル場合ニハ附添人ヲ附ス<sup>17)</sup>」などの処置をとっていた——にも注目しておかなければならない。

以上、寄宿女工の労働条件や寄宿舎の状況を概観したが、そうした寄宿女工の生活は、遠隔地の農村から募集されてきた未婚の女子にとって、肉体的精神的に耐えがたい苦痛をともなうものであったであろう。

### (3) 寄宿女工の募集とその移動

(2)でみた劣悪な労働条件と寄宿舎での身体拘禁的管理のもとにおかれることとなる寄宿女工をおくりだした家庭はいうまでもなく、貧困に苦しむ家庭であった。通勤工の場合も含めて紡績女工をおくりだした階層について『綿糸紡績

13) 農商務省、前掲書、115頁。

14) 同書、115頁。

15) 細井和喜蔵『女工哀史』大正14(1925)年、岩波文庫版、164頁。

16) 農商務省、前掲書、89-90頁。

17) 同書、70頁。

職工事情調査概要書』は次のようにのべている。「応募者ハ特ニ云フマデモナク<sup>マデ</sup>モ社会ノ下層ニ在リテ生活ノ度非常ニ低ク風俗習慣亦甚々卑シク其職業モ大抵下賤ニ属セリ例ヘハ農家ノ奴婢、織女、農稼、柴刈、漁撈ノ手伝、車ノ先挽、土砂ノ運搬等ノ如シ而シテ彼等応募者ノ大半ハ農家ノ子女ニシテ漁家ノ子女之ニ次ギ都市ニ在リテハ車夫ノ子女等多キニ居ル<sup>18)</sup>」とある。これからわかるとおり、紡績女工を供給したのは生活程度が極度に低い家庭であった。

「応募者ノ下半ハ農家ノ子女ニシテ」とあるが、遠隔地より募集された寄宿女工の場合には、ほとんどが農家出身者であった。紡績業の一大中心地であった大阪所在の紡績企業の募集地域をみると、和歌山、兵庫、滋賀の近畿をはじめとして、四国、九州、さらに北陸地方にまでわたり、かなりの広い範囲にわたって募集が行われていた。『綿糸紡績職工事情』にも、「近時工場ノ増加スルニ從ッテ職工ノ欠乏ハ次第ニ其度ヲ高メ都市ノ紡績工場ハ今ヤ全国ニ涉リ募集ヲ為サルヘカラサルニ至レリ<sup>19)</sup>」とあり、すでにこの時期に寄宿女工の募集の地理的範囲は全国にわたっていたのである。

以上のように、紡績女工の大半をなす寄宿女工は、遠隔地の主として農村から供給されたのであるが、そこにおいて不可欠の役割を演じたのが「紹介人」、「募集人」である。『綿糸紡績職工事情』も「此紹介人ナル者コソ幣害ノ原因ナルコトハ左ニ述フル處ノ募集ノ次第ニ由リ之ヲ知ルヘシ」とのべ、その「募集ノ次第」を次のごとく説明している。すなわち「各地方ノ紹介人ハ職工ナルヘキ相當ノ婦女ニ就キ勧誘ヲナスナリ此勧誘ヲナスニ就テ職工生活ノ快樂ヲノミ説明シ毫モ其疾苦ノ状ニ及ハサルヲ常トス例ヘハ労働時間ニハ一定ノ制限アリテ其以上ハ各自自由ナル生活ヲナスヲ得ルコト毎週一日ノ休業日アリ其日ニハ芝居見世物ノ観覧ヲナスヲ得ルコト寄宿舎ノ食物ハ極メテ美味ニシテ而モ無料ナルコト又其受クル處ノ賃金ハ地方郡村ニテ労働ヲナスニ比シ数倍ナルコト各種ノ賞與救済ノ制具ハツテ其額モ亦少ナキニ非ルコト学校及病院ノ設備アルコト契約年期中ハ勿論入場即日タリト雖モ意ニ満タサルコトアラハ何時ニテモ歸

18) 大日本綿糸紡績同業連合会、前掲書、257頁。

19) 農商務省、前掲書、69頁。

郷スルヲ得ルコト都会見物ノ好機會タルコト等甘言至ラサルナキカ為ニ地方細民ノ婦女ハ之カ為ニ心ヲ動カサレ此勸誘ニ応シ試ニ入場スルコト、ナル」<sup>20)</sup>とのべている。これの紹介人は、以上の甘言と瞞着によって「地方細民ノ婦女」を寄宿女工として紡績工場におくりこみ、「一名ニ就キ工場ヨリ大概一圓内外ノ手数料ヲ得ルノミナラス場合ニ由ツテハ特別ノ賞與ヲ受」<sup>21)</sup>けていたのであった。

以上みたように、明治30年代初頭において紡績女工の大半をしめた、主として未婚の10歳代後半から20歳代前半の女子からなる寄宿女工は、遠隔地の農村から「紹介人」の手をへて紡績工場に供給されたのである。

さてそれでは「紹介人」の手をへて紡績工場におくり込まれ、夜業をとまなう長時間労働と低賃金、加えて寄宿舎での劣悪な環境と身体拘禁的管理に直面した寄宿女工はどのような対応をみせたのであろうか。この点について『綿糸紡績職事情』は次のように述べている。「此募集ニ由ツテ備入レタル工女カ工場ニ入ツテ工場生活ヲナスヤ各種ノ事情ハ全ク豫期スル處ノ如クナラス其疾苦堪ユ可カラサルモノアルニ及ンテ始メテ紹介人ノ欺瞞ヲ覺リ之ヲ以テ工場主ニ訴フルモ之ヲ顧ミス紹介人ニ迫ラントスルモ彼等已ニ郷里ニ帰レリ親戚ノ頼ルヘキ者ナク故舊ノ興ニ語ルヘキ者モナシ断然意ヲ決シテ工場ヲ辞シ去ラントスルモ旅費ノ出處ナク又會社ハ其逃亡ヲ紡ク為メ諸般ノ手段ヲ講セリ例ヘハ入場後数日間ハ休日ト雖モ外出ヲ許サス賃金支払日ノ前日位ニ外出セシメ又ハ止ムヲ得ス外出セシムル場合二人附添ヲ附シ又賃金支払後数日間ハ特ニ寄宿舎ノ周囲ニ見張人ヲ巡廻セシムルノ類ナリ於是乎意志ノ弱キ者ハ涙ヲ呑ムテ契約期間ハ工場ニ止マルコト、ナリ稍ヤ強硬ナル者ハ逃亡ヲ企ツルニ至ルナリ逃亡ノ方法ハ多クハ休日外出ノ儘逃亡スルモノナレト中ニハ夜間墻壁ヲ越ヘ脱走スルモノアリ然レトモ是等ハ見張人ノ為メ捕ヘラレ懲罰ヲ受クルモノ多シ女工逃亡ノ報常ニ新聞紙上ニ絶ヘサルハ主トシテ此事情ニ基クナリ」と<sup>22)</sup>。

また『綿糸紡績職事情調査概要書』には次の記述がある。「応募者ノ去就

20) 同書、70頁。

21) 同書、70頁。

22) 同書、70頁。

ハ其人土地其時期ノ関係ニ由リ其揆ヲ一ニセズト雖モ兎ニ角就業後数月以内ニシテ去ル者甚ダ多キヲ見ル而シテ之レガ原因ヲ調査スルニ彼等ハ放從自恣會テ一定ノ規律ニ慣レズ又稠人廣座ニ處シタルコトナク一朝工場ニ入り多数ノ職工ニ接シ精功ナル器械ニ就キ齊整一律ノ下ニ在リテ業務ヲ操ルニ至リ頗ル窮屈ナル思ヲ為シ遂ニ懷郷ノ念ヲ生ジテ且ツ豫期ノ如ク技術ニ熟セズ随テ賃金ノ多キノ得ザル為メ他業ニ轉ズルアリマタ不良ナル紹介人ニ誘拐セラレタル者ニシテ前雇主ヨリ取返サル、アリ父兄ノ病弱ノ為メ反省シタルマ、遂ニ再ビ來ラザルアリ或地方ニ於テハ奉公口ヲ求ムルマデノ一時ノ間ニ合セニ奉公口ノ出來ルト同時ニ立去ルアリ他ノ職工ト爭論ノ為シタル結果立去ルアリ休暇返国ノマタ再ビ出デ來ラザルアリ父兄ノ死亡又ハ結婚等家族ノ異動ニ由リ本人ノ反省ヲ要スルガ為メニ去ルアリ或ル地方ノ如キハ一般奉公人ノ雇入期限ヲ半季ト定ムル習慣アルヲ以テ約定年限ニ拘ハラズ六カ月ヲ以テ直チニ去ル等其原因種々ナルモ要スルニ彼等ハ殆ンド契約年限ヲ無視シ敢テ之ヲ恪守履行スルノ觀念毫モ之レナキヲ以テ契約年限ニ拘ラズ朝ニ來リテ夕ニ去リ去就常ナキナリ<sup>23)</sup>」と。

以上の引用からわかるとおり、寄宿女工は、応募のさいの約定書に定める年限（通例3年ないし5年）にわたって同一企業に勤続するということはまれで、それ以外の多くの寄宿女工が『綿糸紡績職事情』にみられるような危険を賭しての逃亡やまた『綿糸紡績職事情調査概要書』にあるとおり、父兄の病気による帰郷などをきっかけにして結局帰村してしまう等、早期に退職したのである。さらに企業による職工争奪に触発されて紡績企業を転々とするいわゆる渡り職工の形成も少数ではあったがみられた。加えて徹夜業と長時間労働を背景として、罹病し、病気帰休ないし死亡する事例も多くみられたのであった。

以上のとおり、寄宿女工は、逃亡や病気帰休、父兄の病気を理由とした帰休等の形で早期に退職しているのであり、こうした寄宿女工の動向は、具体的には勤続期間の短かさとしてあらわれる。今、『綿糸紡績職事情』にある勤続期間の調査の若干例を示せば第4表のとおりで（寄宿女工と通勤工をあわせた

23) 大日本綿糸紡績同業連合会、前掲書、259頁。

第4表 勤続年限別女工数

(1) 関西16工場の調査, 明治34年

| 年 限 別       | 女 工 数  |
|-------------|--------|
| 6 カ月未満      | 5,281  |
| 6 カ月～1 カ年未満 | 3,960  |
| 1～2 カ年未満    | 3,507  |
| 2～3 カ年未満    | 2,294  |
| 3～5 カ年未満    | 2,643  |
| 5 カ年以上      | 1,659  |
| 合 計         | 19,344 |

(2) 69工場の調査, 明治30年

| 年 限 別    | 女 工 数  |
|----------|--------|
| 1 カ年以内   | 26,470 |
| 1～2 カ年以内 | 12,872 |
| 2～3 カ年以内 | 7,462  |
| 3～4 カ年以内 | 4,297  |
| 4～5 カ年以内 | 2,849  |
| 5～7 カ年以内 | 1,826  |
| 7～10カ年以内 | 512    |
| 10カ年以上   | 76     |
| 合 計      | 56,002 |

(1)(2)とも農商務省『綿糸紡績職工事情』生活古典叢書第4巻, 79頁より)

数), 半数ちかくが1年未満となっている。また上述の紡績女工の動きは1年間における紡績女工の移動の激しさとしてもあらわれる。その状況は, 第5表にみられるとおりで, これについて『綿糸紡績職工事情<sup>24)</sup>』は, 「我国紡績職工ノ出入人数極メテ頻繁ニシテ平均一ケ年間ニ殆ト全数ノ立替ヲ見ル例ヘハ大阪地方ニ於テ千人ノ職工ヲ有スル工場ニ於テハ年々出入名千二百人ニ達シ從テ年々千二百人ヲ募集セサルベカラスヲ常トス特ニ募集後一, ニカ月間ニ退場スル職工甚タ多シ<sup>25)</sup>」とのべている。そしてこの激しい移動をもたらした要因について, 特に紡績業における徹夜業に注目し, 次のように論じている。「抑モ紡績職工ノ出入ノ頻繁ナル是ノ如キハ何ニ因ル乎固ヨリ各種ノ理由アルヘシト雖モ紡績工場ニ於ル徹夜業ハ其重ナル一原因ト謂ハサルヘカラス或ハ女工ノ婚姻ヲ以テ出人ノ主因タルカ如クニ思惟スル者アルモ是未タ事ノ真相ヲ究メサルノ説ナリ職工特ニ女工ノ多クハ夫ノ職工募集員若クハ職工紹介人ナル者ノ甘言ニ致サレ工場ニ來ルモ已ニ一度職工トナレハ生活ノ状態全ク異リ特ニ徹夜業ノ如キハ全ク彼等ノ家郷ニ於テ夢思セサル所ナリ夜間睡魔ノ為メニ襲ハレ暫ク安

24) 『綿糸紡績職工事情』によれば, 1カ月平均患者数(寄宿女工100人あたり)は, 明治33年, 34年において, それぞれ14人, 15人, 1カ月平均死者数(同じく100人あたり)は8人, 6人であった——同書, 94-95頁。

25) 農商務省, 前掲書, 62頁。

第5表 明治33年、職工出入状況

(1) 甲会社

|          |                             |        |          |
|----------|-----------------------------|--------|----------|
| 前年度ヨリ繰越数 | 1,246人                      | 死亡者    | 7人       |
| 正當解雇     | 815人                        |        | (寄宿舎 4人) |
| 逃走除名     | 828人                        | 雇入総数   | 1,538人   |
|          | (寄宿舎逃亡 446人)                | 再 勤    | 202人     |
| 事故請願     | 394人                        | 満期継続   | 242人     |
| 病氣帰休者    | 118人                        | 其他ハ新雇入 |          |
|          | (寄宿舎9分此中旅費支給者<br>ハ僅ニ6名ニ過キス) |        |          |

(2) 乙会社

|          |             |        |        |
|----------|-------------|--------|--------|
|          |             | 男      | 女      |
| 前年度ヨリ繰越数 | 1,911人      | 518人   | 1,393人 |
| 満期退社     | 18人         | 14人    | 4人     |
| 無届退社     | 968人        | 651人   | 317人   |
| 事故請願     | 1,784人      | 1,678人 | 106人   |
|          | 此外寄宿者ノ病氣帰国者 | 16人    |        |
| 死亡者数     | 16人         | 8人     | 8人     |
| 雇入総数     | 3,065人      |        |        |
| 再 勤      | 505人        | 97人    | 408人   |
| 満期継続     | 188人        | 58人    | 130人   |
| 其他ハ新雇入   |             |        |        |

(3) 某紡績会社兵庫支店

|      | 寄宿女工  | 通勤女工  |
|------|-------|-------|
| 解 雇  | 400   | 292   |
| 逃亡除名 | 2,800 | 2,046 |
| 病氣帰休 | 225   | 30    |
| 死 亡  | 31    | 0     |
| 計    | 3,456 | 2,368 |

(農商務省, 前掲書78頁)

息セントスルモ機械ノ運轉ト監督者ノ鞭撻人彼等ヲ脅迫シテ一刻モ安キ思ヲナスコトヲ許サス二六時中遑々トシテ職ニ堪ヘサルカ如キモノアリ然ルニ晝間ハ到底彼等ヲシテ熟睡ヲ遂ケ機能ノ恢復ヲ為サシムル能ス是レ実ニ新來ノ職工ヲシテ急遽復タ行李ヲ埋メテ望郷ノ嘆ヲ発セシムル至大ノ原因ナリトス<sup>26)</sup>。これによって紡績工場からの女工の早期の退職に深夜業が大きくかかわっていることがうかがえる。

このような寄宿女工の逃亡にたいして紡績企業は手をこまねいていたわけではない。先にも引用したように、紡績企業は、寄宿女工の寄宿舎からの外出を

26) 同書, 62頁。

制限したり、また寄宿舎の周囲に見張人を巡廻させたりした。この他、賃金のうちより一定の比率（「一カ月ニ就キ一日分乃至二日分ヲ通例トス」）で、控除され、年期終了時に払い戻される「信認積立金」も逃亡と早期の退職を防ぐ効果をもつことが期待されていた<sup>27)</sup>。しかし、寄宿女工は、寄宿舎制下の労働・生活条件のあまりの劣悪さから、企業による逃亡防止策の隙を縫って逃亡したのであった。こうした逃亡女工のある部分は、郷里に帰ることができたであろうが、他はそれを果たせず、何らかの経路を経て都市下層社会へ転落していった。いずれにしろ彼女たちのほとんどは、紡績工場に再び姿をみせることはなく、紡績業から最終的に逃がれていったのである。またこうした逃亡の外に、原生的労働関係の結果としての「病気帰休」、「事故請願」、「死亡」の事例もみられるが、これらは、労働力の磨滅を意味し、これも紡績業からの最終的離脱を意味する。

筆者は先に「明治前期の大阪地方における紡績女工不足と寄宿舎制度の成立」において、明治20年代よりみられた寄宿舎制度は、紡績企業の簇生を契機とする紡績女工の不足と通勤工では昼夜二交代操業が円滑に運用できないという二つの問題を同時に解決しようとする紡績企業の意図から導入されたことを明らかにしたが、労働力の調達と管理上の問題は寄宿舎制度の導入によっても根本的に解決されず、紡績企業は、寄宿舎制度のもとで、寄宿女工の早期の退職という事態に直面したのであった。しかしだからといって、労働力の調達とその管理面において、紡績企業にとって、寄宿舎制度と比べてより好都合な方策があったのかというところではない。「要スルニ都会又ハ交通頻繁ナル地方出身者ハ性質伶俐ニシテ作業敏捷ナリト雖モ輕薄浮華ノ輩多ク汽車汽船ノ便アリテ阪国容易ナルヲ以テ勤続者寡少ナリ之ニ反シテ山間假限ノ者ハ就職當初ハ操業ニ慣レ難キモ風俗質朴ニシテ正直且ツ耐忍力強キヲ以テ善良ノ職工ナリ比較的勤続スルノ結果ヲ見ル<sup>28)</sup>」という『綿糸紡績職工事情調査概要書』の記述からわかるとおり、通勤工ないし「都会又ハ交通頻繁ナル地方出身者」に比べ

27) 同書、83頁。

28) 大日本綿糸紡績同業連合会、前掲書、258頁。



て、「山間假陔ノ者ハ」忍耐力強く、「比較的勤続スルノ結果ヲ見ル」のであって紡績企業にとって、寄宿舎制度は、労働力の確保と管理上の問題を完全に解消するものではなかったにしても、とりうる最善の方策であったのである。

以上のことから、紡績企業は、その労働力の確保と管理の方法として採用した寄宿舎制度の内包した問題、すなわち多くの寄宿女工の早期の退職という雇用管理上の問題に直面して、寄宿舎制度を前提としつつ、その欠陥を補うための対応に迫られることとなる。この方策として、第一に、早期の退職を持続的な新規採用で補う、第二に、女工の労働条件の改善、寄宿舎の改善などにより——この場合『綿糸紡績職工事情』において強調されているように深夜業の廃止が基本的な条件となろう<sup>29)</sup>——女工の勤続年数の長期化をはかるという二つの方向が考えられる。明治30年代初頭以降、紡績企業は全体として、どのような対応を実際にみせたのであろうか。この点を次に検討する。

### 3 明治末期の寄宿舎制度

前章で明らかにしたように、明治30年代初頭に成立した寄宿舎制度は、女工の早期の退職＝紡績業からの離脱という問題を内包するものであった。紡績企業は、それにどのような対応をみせたのであろうか。この問題を検討するために、明治末期に焦点をあて、その時期の寄宿女工の募集とその動向をみる。まずはじめに、明治30年代初頭より明治末期までの紡績業の発展を概観する。第6表にみられるとおり、この間、鍾数は明治34（1901）年の約118万鍾から同

第6表 紡績業の発展を示す諸指標

| 年次    | 工場数 | 払込資本金       | 平均1日工男 | 同工女     | 同鍾数       |
|-------|-----|-------------|--------|---------|-----------|
| 明治34年 | 81  | 36,690,567円 | 13,481 | 49,540  | 1,181,762 |
| 同 39年 | 83  | 40,612,536  | 13,032 | 59,281  | 1,425,406 |
| 同 44年 | 90  | 61,696,079  | 16,921 | 71,628  | 1,901,290 |
| 大正4年  | 273 | 85,279,734  | 23,951 | 100,894 | 2,787,720 |
| 同 9年  | 155 | 195,802,440 | 37,911 | 125,923 | 3,672,629 |

（協調会『紡績業労働事情』、大正11年10月、2頁より）

29) 農商務省、前掲書、62頁参照。

39 (1906) 年の約143万錘をへて、同44年 (1911) 年には190万錘と、この10年間に急速に増加しており、ここから紡績業の急速な発展をうかがうことができる。女工数は、そうした紡績業の急速な成長により明治34 (1901) 年の約5万人から、同39 (1906) 年の約6万人をへて、同44 (1911) 年には7万人をこえるまでになった。

この間の紡績業の発展の中にみられる特徴は、日露戦争後の好況時における新企業の設立と旧企業の合併の同時進行をへて、明治41 (1908) 年から同44 (1911) 年にかけての反動恐慌と不況の中で、紡績企業の吸収・合併がすすみ、そこから紡績業における独占的大企業としての6大紡績会社が形成されてきたことである。東洋紡績、鐘ヶ淵紡績、富士欺斯紡績、尼崎紡績、大阪合同紡績、摂津合同紡績がそれで、大正3 (1914) 年にいたって、この6社の錘数は、全体の67%をしめるまでになっている。

### (1) 寄宿女工の募集と移動

明治30年代初頭より明治末期までの紡績業の発展は上にみたとおりである。明治末期の紡績業における寄宿女工の労働条件とその募集や移動の状況は、明治末期の調査資料によりながら結核と女工の労働条件との関係を明らかにしようとした石原修の「女工と結核」により知ることができる。以下これによって寄宿女工の労働条件とその募集や移動の状況をみる。

まず、明治43 (1910) 年における紡績業の女工は66,766人であり、寄宿女工の比率は65.5% (同年、41工場の調査による) であった。そして、「女工と結核」にあるように、紡績業や製糸業、織布業などに従事する女工の過半は20歳未満であって<sup>30)</sup>、以上のことから、明治末期においても、明治30年代初頭と同様、紡績女工の過半は寄宿女工でしめられ、その寄宿女工の大半は20歳未満の未婚の女子であった。

労働時間についてみると、この時期においても、昼夜二交代操業が支配的であり、「機械は休みなく一日一杯働かせるのであります。其やり方を申しますれば職工を二に別けて居る。即ち晝間と夜間と交代にして居ります。甲の組が

30) 石原修「女工と結核」(大正2年)、『日本労働運動史料』第3巻所収、57頁。

晝間に乃午前六時より午後六時まで働き、乙の組が夜間に乃午後六時より翌朝午前六時まで働くというように大抵はなっておるやうであります<sup>31)</sup>と「女工と結核」にある。

募集についてみると、「総ての繊維工場で募集員を出して女工を募集させるのでありますが、募集に応ずる者があるから募集員をだすので、募集に応ずる者がなければ募集員を出しはしないと工場側の方ではいいますが、それ等は地方の何も解らぬ者に対して甘言を以て募集しますから之に応ずるのでございます。其一二の聞きました例を御話をします。先づどういふことを以て募集するかといえば親に向って言ふのには娘を女工に出せば嫁入の金が出来、賃金が溜まるから家政を助ける向ふの仕事が大変楽であるということを書いて聞かせる。娘に対してはどういうことを聞かせるかといえば都会に行けば華美を盡せる、まづ都会では芝居も見られるし、活動写真も見られる、寄席に行つて色々なことを見たり聴いたりする、金が溜まるから着物を拵へるにもよい、つまり嫁入の着物が出来る、といふ面白いことを聞かせて都会生活を撞恍らせるやうにする、さういふことを言ふて田舎の貧に苦んで居る家の娘を引っ張り出すのでございます<sup>32)</sup>」とあり、募集人の甘言による募集という点で、明治30年代初頭と何らかわりはない。

以上、「女工と結核」からわかるとおり、明治末期においても、紡績女工の過半をしめた寄宿女工は、募集人の甘言によって遠隔地の農村から募集されてきたのであり、また寄宿女工がおかれることになる労働条件も深夜業をとまなう12時間に及ぶ長時間労働という点で、明治30年代初頭と基本的に変化はみられない。

さて、明治30年代初頭と同様に、募集人の甘言によって紡績工場におくり込まれた寄宿女工は、どのような対応をみせたのであろうか。この点について、石原博士は第7表を示して次のように言われた。「紡績と織物は女工の半分は一年と続いた者がありません。勤続一年未満の其中の半分は六カ月続いて勤め

31) 同書、58頁。

32) 同書、61-62頁。

第7表 勤続年限別割合、明治43年

| 種 類 | 調 査<br>工場数 | 6カ月<br>未 満 | 1カ年<br>未 満 | 2カ年<br>未 満 | 3カ年<br>未 満 | 5カ年<br>未 満 | 5カ年<br>以 上 | 計     |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 紡 績 | 41         | 205        | 214        | 272        | 131        | 111        | 67         | 1,000 |
| 生 絲 | 14         | 47         | 186        | 182        | 153        | 200        | 232        | 1,000 |
| 織 物 | 5          | 218        | 256        | 224        | 143        | 95         | 64         | 1,000 |
| 製 麻 | 6          | 197        | 127        | 120        | 109        | 236        | 211        | 1,000 |

(石原修「女工と結核」、『日本労働運動史料第3巻』, 所収, 59頁より)

ないものであります。是は統計に現はれた数字を事実としまして先づ仕事に就いてから三カ月乃至六カ月の間に女工を罷めて出る者が非常に多い、紡績は三カ月で出る者が多いと云ふは事実らしい是を經營して居る方々から聞きますれば斯う申します。農業から転じた者が規則的に出来ないから堪へられぬので帰るのだと言ひますが、成ほどそれも確かな一つの理由でございます三カ月乃至六カ月で出て行くといふことは今申し上げたやうな仕事は人間の仕事として堪へない、人の身体を破壊するというものではなからうかと思はれます<sup>33)</sup>。以上にみられるごとく、寄宿女工の勤続年数は、明治30年代初頭と同様に短かく、それは、石原博士も述べられたように紡績労働が「人間の仕事として堪へない、人の身体を破壊する」ことに起因していた。

このような「人間の身体を破壊する」紡績労働は、前章でみたと同様、寄宿女工の健康を破壊し、「病氣婦休」や「死亡」をもたらした。石原博士も女工の死亡率について、「千人に付いて約八人といふことを工場内の死亡人」また「千人に付いて三〇人は国に帰って死ぬ<sup>34)</sup>」とのべている。

## (2) 明治30年代初頭から明治末期までの寄宿舎制度

以上、前節において、明治末期における紡績女工の募集と移動の状況を、「女工と結核」によって概観したが、遠隔地農村からの募集人の甘言による寄宿女工の調達と、寄宿女工の年季終了以前の早期の退職という点で、明治30年代初頭と基本的に変るところがなかった。相違点があるとすれば、本章のはじめにみたように、明治30年代初頭から明治末期にかけての鍾数の二倍ちかい増

33) 同書, 59頁。

34) 同書, 65-66頁。

加によって、女工数が約5万人から7万人に増加しており、遠隔地農村からの女工の募集と、募集された寄宿女工の早期の退職＝紡績業からの早期の離脱がより拡大された形で再現されていることである。さて以下、明治30年代初頭の寄宿舎制度が内包した問題——入職した寄宿女工の早期の退職——への紡績企業の対応を検討するのであるが、まず(1)においてみたとおり、明治末期においても、入職した寄宿女工の早期の退職が多くみられたことから、紡績企業は、寄宿女工の早期の退職を解消することに基本的に失敗している。明治40(1907)年の『大阪朝日新聞』の次のような記事、「何しろ三千人も人の居ることであるから、毎日五人や七人の工女が出たり入ったりするは、数の免れぬ所であらうが、この工女に永續きがせず、時としては一日に何十人と云ふ大連が一時に引き退く場合がある、これに就ては会社側の苦心云ふばかりもなく、何う云う風に治めたら何時までも工女が居て呉れるであらうかと種々の策を施して見たが、一度も成功した例は無いそうである<sup>35)</sup>」との記述も、これを示している。したがって、紡績企業は、いったん雇用しえた寄宿女工の早期の退職の補充に加えて、錠数の増加にともない必要となる追加労働力の確保のために、持続的な新規の募集に向かわざるをえないこととなる。

こうして、明治30年代初頭から、明治末期までの約10年間、寄宿舎制度は、女工の継続的新規雇用によって維持・再生産されてきたのであって、そのため、次のような一連の過程がくりかえされたのであった。すなわち、募集人による遠隔地農村からの女工の募集、そして深夜業をともなう長時間労働と低賃金への反撥ないしその結果としての寄宿女工の逃亡・病欠・帰休等による早期の紡績業からの離脱（彼らの一部——石原博士の推定によれば4割——は帰郷できるが、残りは都市下層社会に滞留することになる）、そしてこの離脱を補うためと錠数の増加にともなって必要とされる人員増を確保するための新規採用、そのための募集人による募集地の新たな開拓、という一連の過程がくりかえされたのである。こうして、明治30年代初頭から明治末期にかけての紡績業における寄宿舎制度は、寄宿女工の紡績業からの早期の離脱を、持続的な女工

35) 『日本労働運動史料』第1巻、290頁。

の新規雇用で補うことによって維持された。

#### 4 明治末期における募集難とその背景

##### (1) 明治末期における募集難

前章でみたように、紡績企業は、明治30年代以降、導入した寄宿舎制度の問題——そのもとでの劣悪な労働条件を原因とした寄宿女工の早期の退職——を、新しく募集した女工を不断に紡績工場に投入することによって解決していった。明治30年代初頭から明治末期まで、遠隔地農村での寄宿女工の新規募集、寄宿女工の早期の退職、新たな募集地の開拓と寄宿女工の新規募集の一連の過程のくりかえしが進行したのであった。こうした紡績企業の対応がみられたということは一定の範囲内の募集費で募集ができたということを示している。

しかし、明治末期になってくると様相が変わってくる。つまり募集難が顕著になってきたのである。それは、たとえば、「……職工募集ハ益々困難ニナッタ、大会社ハ募集費ニ非常ノ金ヲ要スルコトニナル、一ツ所デ募集シタ、其処カラ集ッタ者ガ工女ハ面白クナイト云フコトニナッテ來ルト今度ハ其処カラ募集ガ出來ナクナルカラ、ソレデ他ノ県ヘ行クト云フヤウナ訳デ職工募集ハ段々日本ノ極端ヘ行ッテ拡マッテ行クト云フ事実ガアルノデアリマス、モウ斯ウ高ク掛ッテハ到底ヤリ切レスト云フコトハ大会社ヲ經營スルトコロノ人カラ常ニ聞クトコロデゴザイマシテ職工募集ニ金ヲ入レル代リニ現在居ル職工ヲ大切ニシテ成ルベク募集ヲセスマウニシタイト云フコトヲ近頃大ニ言ッテ居ル…<sup>36)</sup>」といわれることとなった。

このように、紡績業において、明治末期にいたって女工の募集難が顕著となり、それにともない、募集費も「モウ斯ウ高ク掛ッテハ到底ヤリ切レスト」ほどに高騰した。

この募集難について石原博士は次のように言われた。「斯様にして田舎から

36) 明治44 (1911) 年、第2回生産調査会録事より。ただしここでは、大河内一男「社会政策 (総論)」改訂版、179-180頁より引用。

娘を連れだします、各工場に於ては斯の如き手段で募集して居りますが、之を又外の工場から奪ひ取られるといふやうなことがありますので色々の術策が行われて居ます、此の娘等は仕事が嫌になって逃げて田舎に帰るといふものがあります。仕事の苦痛に堪へないで逃げて帰る者が随分多いのであります、是等に付いては工場の方でも色々策を廻らされるのであります、幾ら策を廻らした所が工場の真相が田舎に知れ渡ると同時に工場に出しましたものが帰って来れば大概結核になって死ぬのでございます。さう云ふことがありますから遂には田舎の貧に苦んで居る父兄でも自分の子女を工女に出さなくなる、全く断念するやうになって参ります。それでございますから或る新しい募集しない所の地に募集に行く、それ等を称して募集地を開拓すると云ひます。開拓をして三年経てば其地を放擲して他の募集地から女工を連れて行かなければ遣り切れないといふことになって居ります。それで日本の現況から申しますと最早此新たに開拓すべき募集地は残り僅かになって居るといふ誠に困った事実がございませう<sup>37)</sup>。また細井和喜蔵も『女工哀史』の中で次のように言っている。「第二期（日清戦争から明治37、8年——筆者）において嘘八百を並べたて、ひたすら誘拐的手段によってのみ伴れてきた自由競争の幣害として募集地は惨々に荒らされた、汽車も電車もまだ無いような田舎の涯々までも紡績工場の怖ろしいことが知れ渡り……<sup>38)</sup>」と。

以上から、明治末期の募集難がどのようにして生じたのかということが明らかとなる。紡績企業は、新規雇用を継続することによって寄宿女工の早期の退職を補い、また鍾数の増加による追加的労働力を確保した。この過程が明治30年代初頭から明治末期まで経過することになるが、この過程の中で、新規採用をするために、募集地の開拓が行なわれる。しかし紡績企業は再度募集した女工の早期の退職にみまわれ、しかも、その退職者の何割かが郷里に帰り、「工場の真相が田舎に知れ渡ると同時に工場に出しましたものが帰ってくれば大概結核になって死ぬ」ので、「遂には田舎の貧に苦んで居る父兄でも自分の子女を

37) 石原修、前掲書、61-62頁。

38) 細井和喜蔵、前掲書、57-58頁。

工女に出さなくなる」ので、「開拓をして三年に経てば其地を放擲して他の募集地から女工を連れて行かなければ遣り切れないといふことになって」くる。この過程が、10数年にわたってくりかえされ、募集の地理的範囲が徐々により遠隔地にまで及び、その結果、「汽車も電車もまだ無いような田舎の涯々までも紡績工場の怖ろしいことが知れ渡り」、「最早此新たに開拓すべき募集地は残り僅かになって」こざるをえない。これが明治末期にいたり顕著となった募集難の原因である。つまりこれまで地方の下層農家からの女工の募集のさいに大きな役割を演じた募集人による甘言と瞞着が効果をもたなくなり、紡績企業による過剰人口の吸収が困難となったのであって、この点から明治30年代初頭以降維持されてきた寄宿舎制度は動揺をみせたのであった。

## (2) 募集難と労働市場

前項で述べたように、募集難は、「田舎の貧に苦んで居る」下層農家の女子およびその親権者の、労働・生活条件の劣悪な紡績業に対する忌避行動によってもたらされたのであるが、それは、次のような労働市場の構造を背景にしていることである。

農村は、寄生地主制下の下層農家を中心として、その二三男および女子を、農家経営に不要な過剰人口として、都市に流出させていたが、その流出先としては、女子の場合、紡績・製糸・織布からなる繊維産業を中心とする賃労働の外に、下女や酌婦などのいわゆる雑業層が存在していた。それは、平民新聞の「転業後彼等(下層農民のこと——筆者)はいかなる職業に従事しつつあるやをみるに、女は重に芸娼妓及び酌婦、下女、紡績及び各種工場の女工となり」<sup>39)</sup>とあることから確認できる。こうして農村における過剰人口の一部をなす女子の流出先は、大きく賃労働と雑業層とに分かれ、したがって、本稿で検討している、募集人を介しての寄宿女工としての流出は、下層農家女子の流出の一つの形態にすぎない。明治末期の募集難を、過剰労働力それ自体の減少から説明する見解もあるが<sup>40)</sup>、それは誤りである。これまで述べてきたよう

39) 隅谷三喜男『日本の労働問題』東京大学出版会、77頁。

40) 大河内一男『社会政策における若干の基本概念について』(1948年)、同『社会政策論の史的発展』有斐閣、1972年所収、349-350頁。



に、下層農家の女子にとっての流出先として、紡績業を含む賃労働だけではなく、下女奉公などの雑業層も存在していたのであって、そこには、労働力供給側の職業選択の余地が多少ともみられていたのである。

下層農家の女子が紡績女工となることを避けた根本的理由は、その労働・生活条件が、雑業層の生活条件と比べて、魅力あるものではないことはもちろん、全体として職工という社会的地位が蔑視されていたことにもよる。それは、「当時においては（明治20年代初頭——筆者）元より、その後相当ながい年月に亘って紡績従業員を卑賤視する弊風があった。また労働条件も他の仕事に比して特に良いというわけでもなく……<sup>41)</sup>」との記述からもうかがえるところである。

## む す び

これまで、明治末期に顕著となった紡績女工の募集難を検討してきた。この募集難と募集費の高騰のもとで、一度調達した女工の企業への定着＝「勤続良化」をはかろうとして、紡績企業が採用したのが、企業内福利施設の設置・充実である。そしてそれは、経営者の労働者に対する「温愛の情」の現われとされ、それを基盤に経営家族主義的労務管理が展開された。しかしこの企業内福利施設を基盤とする女工の定着策としての経営家族主義の採用が、前章でみたような女工の早期退職を減少させ、女工の「勤続良化」を実現したかという点、必ずしもそうではない。企業によっては、若干の定着率の向上がみられたところもあるが、紡績業全体としては、大正10（1921）年であっても、「紡績女工の移動率は頗る高く、勤続期間は甚だ短い<sup>42)</sup>」といわれる状況であった。ここに我々は、定着策として経営家族主義が実施されながら、寄宿女工の企業への定着が大きくはすすまなかったという事実と直面する。ここから、それは何ゆえか、また経営家族主義下の労働移動とそれ以前のそれとに質的差違があるのか、またさらに紡績業における経営家族主義は労務管理上どのような役割

41) 『東洋紡績70年史』1943年、228頁。

42) 協調会、前掲書、18頁。

を果たしたのかという問題があらためて提起される。これを明らかにするには、経営家族主義による労務管理全般の実態とそのもとでの寄宿女工の動向などを広く研究することが必要となるが、これは別稿の課題とする。

(本稿は大阪経済法科大学の研究補助金による研究成果の一部である。)